

# 岐阜県公報

## 目次

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱

公 示

落札者等に関する公示

土地改良区役員の就任

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良区の定款の変更認可

(交通企画課) 二八七<sup>ペ</sup>

(広 報 課) 二八七

(岐阜農林事務所) 二八八

(西濃農林事務所) 二八八

(同 ) 二八九

## 公安委員会告示

岐阜県公安委員会告示第五号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則(平成二年国家公安委員会規則第七号)第一条第二項の規定により告示する。

令和三年四月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正 子

活動区域	氏 名	住 所	委嘱年月日
岐阜羽島警察署管轄区域	服部 春彦 小野木 政則	羽島市足近町南宿 羽島郡岐南町三宅	令和三年四月九日

## 公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第二百十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)

令和三年四月三十日



土 地 改 良 区 名		就 任 日	役 名	氏 名	住 所
土 地 改 良 区	室 原 土 地 改 良 区	令 和 三 年 三 月 三 日	理 事	大 矢 賢 治	養 老 郡 養 老 町 室 原 六 五 五 番 地
同	同	同	同	三 輪 忠 司	室 原 六 八 〇 番 地
同	同	同	同	横 田 等	室 原 七 三 六 番 地 一
同	同	同	同	三 輪 正 雄	室 原 六 二 六 番 地
同	同	同	同	高 田 幸 男	室 原 六 〇 三 番 地
同	同	同	同	川 地 知 俊	室 原 五 一 三 番 地
同	同	同	同	高 木 敏 幸	室 原 五 三 五 番 地 一
同	同	同	同	川 地 政 行	室 原 四 五 〇 番 地
同	同	同	同	佐 竹 和 也	室 原 五 二 六 番 地
就 任 し た 役 員					
土 地 改 良 区	室 原 土 地 改 良 区	令 和 三 年 四 月 一 日	理 事	大 矢 賢 治	養 老 郡 養 老 町 室 原 六 五 五 番 地
同	同	同	同	三 輪 忠 司	室 原 六 八 〇 番 地
同	同	同	同	横 田 等	室 原 七 三 六 番 地 一
同	同	同	同	三 輪 正 雄	室 原 六 二 六 番 地
同	同	同	同	高 田 幸 男	室 原 六 〇 三 番 地
同	同	同	同	川 地 知 俊	室 原 五 一 三 番 地
同	同	同	同	高 木 敏 幸	室 原 五 三 五 番 地 一
同	同	同	同	川 地 政 行	室 原 四 五 〇 番 地
同	同	同	同	佐 竹 和 也	室 原 五 二 六 番 地
同	同	同	同	川 地 賢 治	室 原 五 八 六 番 地
同	同	同	同	高 木 伸 雄	室 原 六 一 八 番 地
同	同	同	同	長 澤 文 康	室 原 六 七 六 番 地
同	同	同	同	他 田 實	大 坪 一 六 三 番 地 一
同	同	同	同	川 地 薫	色 目 一 〇 二 七 番 地 一
同	同	同	同	青 木 之 久	高 田 六 九 八 番 地 五
同	同	同	同	高 木 敏 幸	室 原 五 三 五 番 地 一
同	同	同	同	川 地 治	室 原 五 四 四 番 地
同	同	同	同	高 田 幸 男	室 原 六 〇 三 番 地
同	同	同	同	三 輪 正 雄	室 原 六 二 六 番 地
同	同	同	同	横 田 等	室 原 七 三 六 番 地 一
同	同	同	同	三 輪 忠 司	室 原 六 八 〇 番 地
同	同	同	同	大 矢 賢 治	養 老 郡 養 老 町 室 原 六 五 五 番 地

同	高 野 利 和	大 坪	二 二 〇 番 地
同	監 事 川 地 英 明	室 原	六 四 八 番 地
同	高 木 伸 雄	室 原	六 一 八 番 地
同	川 地 憲 元	室 原	五 四 四 番 地 一

土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 認 可

土 地 改 良 法 ( 昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 九 十 五 号 ) 第 三 十 条 第 二 項 の 規 定 に よ り、 次 の 土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 を 認 可 し た の で、 同 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

令 和 三 年 四 月 三 十 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
養 老 町 河 北 土 地 改 良 区	令 和 三 年 四 月 一 九 日

土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 認 可

土 地 改 良 法 ( 昭 和 二 十 四 年 法 律 第 百 九 十 五 号 ) 第 三 十 条 第 二 項 の 規 定 に よ り、 次 の 土 地 改 良 区 の 定 款 の 変 更 を 認 可 し た の で、 同 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 公 示 す る。

令 和 三 年 四 月 三 十 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
不 破 郡 北 部 土 地 改 良 区	令 和 三 年 四 月 二 一 日

